

2年1月1日
No.148

発行

一般社団法人
練馬西青色申告会



ねりま西

青色だより

〒178-0063 東京都練馬区東大泉4-16-3 電話 5387-6211 FAX 5387-6222



新年のご挨拶

一般社団法人練馬西青色申告会 会長
梶野 武宏

新年明けましておめでとうございます。

皆さま方には清々しく新春をお迎えのことと心

よりお慶び申し上げます。

皆さまには日頃より青色申告会活動に対する深

いご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和になり半年が過ぎました。会員の皆さま方

はご自分たちの肌で国内景気や事業が『上を向いて
いる』と感じることができましたでしょうか？練馬
西青色申告会が誕生して29年目を迎えます。会員の
皆さまのなかには後継者が居ないとか、高齢化等が

謹賀新年



新年のご挨拶

練馬西税務署長 山元 逸郎

新年あけましておめでとうございます。

一般社団法人練馬西青色申告会の皆様には、
健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げ
ます。また、旧年中は税務行政に対しまして深
いご理解と多大なご協力を賜り、厚くお礼申し
上げます。

さて、2月17日から令和元年分の確定申告が
始まります。皆様方には、例年、「青色コー
ナー」の運営にご協力をいただいております、改め

進むなかで、廃業の会員が多くなり、ピーク時の会

員数から三百人近くの仲間が減少してしまいました。

役職員一体となり運営に汗を流してまいります。

会員の皆さまにおかれましては、同業者、お知合

いの方をご紹介いただけましたら有難いです。皆

さまと協力し合って前に進んで参りましょう。

いよいよ確定申告の時期となりました。今年も
申告書の早期提出をお願いします。併せてイータッ

クスの利用促進のためにも事務局へ来所の際は、
『マイナンバーカード』の持参を忘れないください。

結びに本年も練馬西税務署はじめ関係諸団体の
皆さまのご指導ご協力をお願い申し上げます。新

一般社団法人 練馬西青色申告会

で感謝申し上げますとともに、本年も引き続き
よろしく願います。また、更なる自宅から
のe-Taxを利用した申告の拡大、金融機関等
での期限内納税などにも、より一層のご理解と
ご協力をお願いします。

一方、本年は、「消費税の軽減税率制度」導入
後初めての確定申告となります。制度定着のた
めの周知・広報に更なるご協力をいただきます
よう改めてお願い申し上げます。

結びに当たりまして、貴会の益々のご発展と、
会員の皆様方のご健勝、ご事業のご繁栄を祈念
いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

税を考える週間の一環として

第二回「税の書道展」開催

小学生に書道を通して「税金」について考え
てもらう「小学生の税の書道展」を練馬西税務
署の共催で初めて開催しました。

役員の皆さん並びに塾の先生の宣伝もあり、
おかげさまで102点のご応募をいただきました。
十一月二十日に全作品を一斉に展示の上、選
考会を行い、十二月三日に子供達の晴れやかな
笑顔のなか青色会館にて表彰式を挙行しました。
その中で栄えある賞は、

練馬西税務署

署長賞 羽田 充さん

一般社団法人練馬西青色申告会

会長賞 鴻野 花帆さん

金賞 清水 凜さん

金賞 勝部 いぶきさん

銀賞 林 美璃さん

銀賞 児島 唯花さん

銅賞 馬場 大輝さん

銅賞 関口 奏乃さん

以上八名の皆さんに賞状とメダルが授与されま
した。

山元練馬西税務署長からは、「応募した全員
に賞をあげたかった。」とのお話しがあり、そ
れだけみんなが一生懸命書いてくれた感謝の
気持ち伝わりました。
当会梶野会長からは、
「この書道展をきっかけ
に、税について興味を
持っていただき、お友
達や先生、家族との話
題にしてください。」と
のお話しがありました。



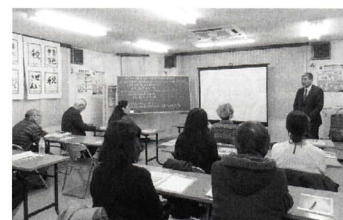
東京都練馬都税事務所職員による 第七回 固定資産税講習会開催

11月22日(金)午前10時から東京都練馬都税事務所職員のご協力を頂き、税を考える週間の一環として、固定資産税の講習会を開催し、9名のご参加を頂きました。

はじめに、固定資産評価課長千葉和茂様よりご挨拶を頂き、さっそく講義に入りました。

講義のはじめは、固定資産税班主事松本由紀様より固定資産税・都市計画税のあらましと主な減額減免制度について、固定資産税とは、土地、家屋及び償却資産にかかるもので、一月一日現在、所有者として固定資産課税台帳に登録されている者が納税義務者となる。そのため、一月二日以降に売買等で所有権を移転されたとしても一月一日の所有者が一年分納税義務を負うことになることでした。

続いて、住宅用地と非住宅用地の税負担の違いについて、固定資産評価課土地班主事鈴木良明様から、住宅用地と非住宅用地の税負担の違いは、およそ3〜4倍程度違うお話から、国税関係の路線価と都税の路線価は違うお話等、実務に密着した講義を受けました。



最後に、償却資産の申告の注意点について、固定資産評価課償却資産班主事川江立人様から、どのようなものが申告すべき

償却資産にあたるかについて具体的な講義を受けました。また、閉会後の質問にも丁寧にお答え頂きありがたかったです。公務ご多忙のなかご協力くださいました練馬都税事務所の職員の皆さま、ご参加くださいました皆さまに深く感謝申し上げます。 高橋

〔弁護士による〕 第八回「不動産所得者のための講習会」開催 〔大家さんのための「改正民法」総まとめ〕

十二月二十日(金)第八回不動産所得者のための講習会を開催しました。

おなじみになりました弁護士相澤愛先生の講義で、今回のテーマは、121年ぶりの民法(債権法)の大改正のお話で、平成29年に債権法を改正する法律が成立し、いよいよ令和2年4月1日から施行されることもあり、22名と大勢の参加者をいただきました。

始めに「債権法」とは何? 「債権」とは相手方に請求することができる権利(請求権)をいい、今回の債権法の大改正は契約に関するルールの改正とのこと。



大家さんが注意すべきことは、いくつかありますが、令和2年4月1日以降に賃貸契約を締結する場合は、連帯保証人との保証契約の欄には「極度額」を必ず明記すること。うっかり失念しますと、連帯保証人は無効になるので注意が必要とのことでした。一時間半の講義でし

たが、質問も飛び交い充実した講習会でした。次回は、皆さんが疑問に思っている内容を実問形式での講習も考えておりますので奮ってご参加お願い申し上げます。

相澤先生お忙しいなかありがとうございます。高橋

「ブルーリタインA講習会」開催

令和元年11月21日(木)に会計ソフト「ブルーリタインA」体験講習会を開催しました。

午前・午後の一日2回開催し、午前は3名、午後は2名の方にご参加いただきました。今年最後の体験講習会でしたが、皆さん真剣に受講していただきました。

ブルーリタインAは電子帳簿保存に対応しており、申請の仕方も簡便的にできるようになっています。令和2年分からの青色申告特別控除の改正に合わせて他の会計ソフトをお使いの方もぜひブルーリタインAをご検討ください。 武藤

複式簿記講習会

令和元年度の3回でできる複式簿記講習会9月クラスが9月2日(月)、5日(木)、9日(月)、10月クラスが10月1日(火)、4日(金)、8日(火)の3日間に渡り、複式簿記の決算編講座が12月4日(水)、5日(木)に開催されました。

今回の参加者は18人であり、青色申告特別控除最高65万円を受けられる要件の一つが複式簿記による記帳であるため、参加者は

真剣なまなざしで受講されており、前年に引き続き好評でした。

なお、令和2年4月頃には3回でできる複式簿記講習会及び複式簿記の決算編講座の参加者に対し、複式簿記の記帳指導を行う予定です。ぜひともご参加くださいますようお願い致します。

マル経融資のご案内

小規模事業者 経営改善資金

※融資限度額：2,000万円
※返済期間：運転資金7年以内
設備資金10年以内
2020年3月31日の日本政策金融公庫受付分までです。

■利率：1.21% (2019年12月2日現在)
※担保・保証人不要(保証協会の保証も不要)
※他に練馬区の利子補給40%(3年間)
※利用できる方：従業員20名以下
(宿泊業、娯楽業以外の商業・サービス業は5名以下)
※1年以上事業を行っている方
※飲食業の設備資金も利用可能

◇本融資は商工会議所の推薦で日本政策金融公庫より事業資金として貸し出されますが、審査の結果、ご希望に添えないことがあります。

窓口専門相談

本相談は、経営に関する相談に限定しております。
会員・非会員の方問わず利用できます。

【法律相談】
毎月第1金曜日/午後1時〜4時(30分単位)
相談員：弁護士 相談無料

【税務相談】
1月〜3月 毎週火曜日(3月第1、第2火曜日)
4月〜12月 毎月第2火曜日
午後1時〜4時(30分単位) 相談員：税理士 相談無料

【問い合わせ先】

東京商工会議所練馬支部 練馬区練馬1-17-1 Coconeri 4F
区民・産業プラザ内 TEL:3994-6521 FAX:3994-6589

『書道教室』開催

十一年目を迎えた書道教室です。

今年から、加藤竹翠先生と足立喜久枝先生にお願いしました。

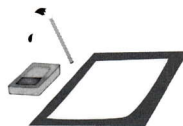
ペン習字から実用毛筆、書道と多岐に亘った教室です。

ペン習字部門は、午後一時から二時まで、お手本に習った練習で、書道部門は午後二時から四時まで、主に大東文化大学書道研究所の競書を中心に皆さん昇給目指して頑張っております。

教室を拝見しますと、和気藹々とした雰囲気、居心地のいい教室です。

随時入会できますので、一緒に楽しく学んでみませんか！ お気軽にご見学ください。

高橋



『カラオケ教室』開催

7月10日から11月13日まで全五回水曜コースでカラオケ教室を開催、延べ34名の参加者をいただきました。ご参加の皆さまありがとうございました。

カラオケの先生はお馴染みの水城ゆき先生で、課題曲は中島みゆきさんの「時代」と越路吹雪さんの「サン・トワ・ミー」で楽譜から勉強しました。今年は「時代」を唄いたくご参加くださった方が多かったようです。

この教室は、課題曲以外でも参加者の希望に応じご指導いただける教室です。

また、11月17日

(日)水城先生「お楽しみ会」に青色カルチャーとして参加させていただきました。

ご出演の皆さま本当にありがとうございました。緊張のなかに和やかなお楽しみ会は毎年楽しみにしております。

水城先生ご指導ありがとうございました。

高橋

『2020年の東京オリンピック、パラリンピックに向けて』
『英会話教室』開催

6月3日から7月29日まで全八回コースで英会話教室を開催、延べ58名の参加者をいただきました。

とうとうオリンピック年となりました。

なかなか上達が難しい英会話ですが、何とか外国人の方とコミュニケーションがとれますでしょうか？

「英語でも日本語でも会話ができれば」と思うこの頃です。

この教室の良さは、皆さんのプレゼンのなかで情報交換ができる有意義な楽しい教室です。今年はケニアのお話とシニア年齢別ウォーキング優勝のお話が印象的でした。

マニー先生、斤子先生そしてご参加くださいました皆さまに感謝です。

また開催しますのでご参加の方宜しく願います。

See you again

高橋

『認知症予防に』
『そろばん教室』開催

二年目に入りました「そろばん教室」です。

四月から翌年一月まで月一回コースで開催しております。

講師は、東京珠算教育連盟所属、岩出そろばんアカデミー教室主宰の塩見美奈子先生です。

受講風景を拝見しますと、パチパチそろばんを弾いている様子は羨ましい限りです。皆さん終わったあとは、スッキリとしたお顔になっておられますよ！

また来年も頑張りますよ。



高橋



『絵画教室』開催

青色カルチャー

では、野の花スケッチ

クラブの太田郁也先生(フジッコの

掛紙の原作者)を講師に、7月17日から11月20日まで全

五回コースで開催、延べ27名の参加者でした。

毎年季節の花を題材にしますので、今回は7月が「ルドベキア」と「千日紅」8月が「桔梗」9月が「カラコエ」10月が「ガーベラ」11月が「年賀状」で、受講時間は2時間半と長丁場でしたが、趣味とは思えないほど真剣に取り組んでおられました。

また、太田先生は毎年勤労福祉会館で展覧会を開催しておられ、青色カルチャー参加者も出展されており毎年楽しみに拝見しております。

ご興味のある方は、是非とも左記までお問合せください。

高橋



中小企業経営者のみなさまへ

国が準備した
セーフティネット
安心の材料を
ご提供します。

※詳しくは、ホームページまたは
パンフレットをご覧ください

小規模企業共済制度

●制度の特長

1 経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

他にもこんな特徴があります。

2 掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

●契約者貸付けの利用が可能
契約者(一定の資格者)の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

3 受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

●共済金の受給権は差押禁止
共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

経営セーフティ共済

●中小企業倒産防止共済制度の特長

1 掛金の10倍の範囲内で最高8,000万円まで貸付け
「回収困難となった売掛金債権等の額」と「掛金総額の10倍に相当する額(最高8,000万円)」のいずれか少ない額となります。償還期間は共済金の貸付金額に応じて5年~7年(据置期間6か月を含む)で毎月均等償還です。

2 貸付条件は無担保・無保証人

共済金の貸付けは、「無担保・無保証人」「無利子」です。ただし、共済金の貸付けを受けますと貸付額の10分の1に相当する額が積み立てた掛金総額から控除されます。

3 掛金は税法上損金(法人)または必要経費(個人事業)に

掛金月額額は、5千円~20万円の範囲内(5千円単位)で自由に選べます。

女性部主催 第3回 法律カフェ



11月29日(金)、3回目となる法律カフェを行いました。今回は「自分で遺言書を書く」というテーマで、弁護士と相澤先生に講習していただき、参加者は12名でした。

遺言は、専用的には「いこん」と読むそうです。自分が亡くなった後、誰にどのような財産をあげたいのかを示す書類が遺言書です。遺言書は何度も書き直すことが可能で、毎年除夜の鐘を聞きながら一年を思い出して書き直す人もいます。

遺言書を書く時は、まず財産リストと家族関係図を作成し、相続財産を誰に与えたいのか考えます。自筆証書が公正証書他を選び、保管場所や万が一の時に遺言書を誰にどのように伝えてもらうかも考えておきます。注意点としては、○月吉日↓実際の日付を記入する。任せる、お願いする↓相続させると明言する。など曖昧な表現を避けることです。「もめないで遺言どおりにしてください」「皆のおかげで幸せな人生でした」など、感想を書いてもよいというのが意外でした。

当会で様々な終活についての講習をしています。共通して言えるのは、「自分が元気なうちに」決めておくのが重要だということです。

質疑応答では、参加者の方から質問が出ましたが先生が丁寧にお答えくださいました。いづれもお世話になっております相澤先生に改めて感謝申し上げます。参加者の皆様もお疲れさまでした。女性部では様々な研修会を企画しております。男性も大歓迎ですのでお気軽にご参加ください。

事務局 高倉



青年部主催 「目指せ！ツヤ髪講座」開催

令和元年11月26日(火)午前10時から青年部主催による「目指せ！ツヤ髪講座」を開催しました。

青年部主催として初めての企画でしたが青年部の山岸幹事が講師となり、10名の方に参加いただきました。

講習内容は初めにリンス・コンディショナー・トリートメントの違いの説明から始まりました。その後シャンプーのノンシリコンや無添加などの商品分類のお話があり、質疑応答となりました。参加者の皆さんからそれぞれ興味のある分野の色々な質問がありました。

いざという時困らない

「終活セミナー」開催

今年は、初めての試みとして、「終活セミナー」を開催しました。9名の参加者で夫婦での参加もおられました。

講師は、全国儀式サービス首都圏営業課係長鷲尾伸也様、主任の阿久津哲也様にお越しいただきました。

全国儀式サービスは全国に展開されておられる業者で、葬儀費用の負担軽減のために会員の皆さまの福利厚生の一環として契約をさせていただきました。

はじめに鷲尾様から葬儀の流れについて、ご臨終直後葬儀社の手配から法要まで

その後化粧品医薬品・医薬部外品の違いを詳しくお話していただき、その後自宅でできるヘアケアの実演をしていただきました。

最後にもう一度質疑応答を行い、その後山岸さんからおすすめの商品の一部をお土産としてお渡しして講習終了となりました。

今回初めての試みでしたがご参加いただきました皆様にもご好評いただきました。

また来年以降も開催する際には今回都合でご参加が難しかった皆様もぜひご参加ください。

武藤



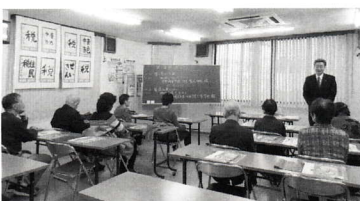
の流れの説明をいただき、脳トレとして「ひらがな並び替えクイズ」「身近にあるものの難読漢字」を行いました。

続いて、阿久津様から仏式の葬儀のお話で主に菩提寺と檀家、お布施、葬儀の形態について等学びました。

まだまだ先のことでありますが、不安解消になりましたら幸いです。

ご参加くださいました皆さまありがとうございました。

高橋



提出と申告は、お早めに!!

- 給与支払報告書
提出先：市区町村…… 期日：1月31日まで
- 固定資産税（償却資産）
提出先：都税事務所…… 期日：1月31日まで
- 法定調書（報酬、料金・契約金など）
提出先：税務署…… 期日：1月31日まで
- 所得税
提出先：税務署…… 期日：3月16日まで
- 贈与税
提出先：税務署…… 期日：3月16日まで
- 消費税
提出先：税務署…… 期日：3月31日まで

会員の皆さまへ

～会費前納報奨金
廃止のお知らせ～

今般、誠に申し訳ございませんが、諸般の事情により苦渋の決断で、令和二年度分から会費前納報奨金を廃止することが、理事会にて決議されました。

（会費の値上げではありません。）

よって令和二年度分の会費は、四月底日までのお払込、並びに四月五日口座引落としの方も18000円となりますのでご理解のほどお願い申し上げます。

これからも色々なサービスの強化に努めますが、会員の皆さまにも青色申告会をご支援賜りますようお願い申し上げます。

ご不明な点等ございましたら、事務局までお問合せください。